

令和元年度 第2回福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会 議事録

日時：令和元年11月19日（火）17：00～18：30

場所：行政棟 特1会議室

※議事録の文章は、実際の発言の趣旨を損なわない程度に、読みやすく整理したものです。

（司会）

それでは、定刻となりましたので、「令和元年度 第2回福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会」を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集まりいただき、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めます、がん感染症疾病対策課 疾病対策係長の永島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開催に当たりまして、課長の佐野より一言ご挨拶申し上げます。

（がん感染症疾病対策課長）

がん感染症疾病対策課長の佐野と申します。本日は、大変お忙しい中、また、天候も少し寒い中、この夕方の時間にお越しいただきましてありがとうございます。

本日の議題は「アレルギー疾患対策推進計画の策定について」でございます。前回の協議会を開かせていただいた時に、本年度、計画を策定させていただくことについてご了解いただいた次第でございます。前回いただきましたご意見を参考に、また、本日、参考資料として付けております「アレルギー疾患対策基本法」や国の「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」を踏まえまして、事務局のほうで計画案を作成しております。

後程、改めて概要をご説明させていただきますので、ご意見いただければと思います。

また、今後のスケジュールですけれども、本日ご意見をいただきまして、パブリックコメントを行う予定にしております。そこでのご意見を踏まえて第3回協議会で最終的な案をお示しいたしまして、ご意見いただき、3月に策定という段取りを考えております。

本日は、いろいろご意見賜りたく思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

（司会）

それでは、人事異動に伴い、協議会委員の交代がありましたので、委員のご紹介をさせていただきます。福岡市 保健福祉局 健康医療部 保健予防課長 山西委員でございます。

（山西委員）

山西でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

（司会）

なお、福岡県薬剤師会の竹野委員におかれましては、所用により欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告させていただきます。

本日の会議は公開としておりますが、傍聴者はありません。

議事内容につきましては、ホームページへ掲載予定となっておりますのでご了承いただきますようお願いいたします。

では、議題の審議にあたりまして、お手元の資料の確認をさせていただきます。

【配布資料の確認】

資料の不足等は、ございませんでしょうか。

それでは、ここからの議事進行につきましては、西間会長にお願いしたいと思います。

西間会長、よろしくをお願いいたします。

(西間会長)

それでは、議事に入ります。議事1 福岡県アレルギー疾患対策推進計画の策定について。最初に、事務局から説明をお願いします。

【事務局説明】

(西間会長)

全体の説明がございました。一章ずつ区切って検討したいと思います。

なお、本日ご欠席の薬剤師会の竹野委員には事前にご意見を伺っておりますが、特に修正等なしと伺っておりますので報告させていただきます。

それでは、第1章 計画の基本方針について。これは、計画策定の趣旨や位置づけ、計画全体について説明されておりますが、内容についてのご意見・ご質問はございませんでしょうか。

(西間会長)

では、「第2章 アレルギー疾患を取り巻く現状と課題」について。

これは3つの柱「アレルギー疾患に対する啓発及びアレルギー疾患の発症・重症化の予防」、「アレルギー疾患に係る医療提供体制」、「アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上」、それぞれに、統計や先行研究も踏まえながら、現状課題について分析されています。

前回、先生方からご意見がございましたように、できるだけ新しいデータ、実際の臨床に近いデータを用意してくれています。

それから3本柱ごとに明らかになった現状・課題について、次の章で今後の政策を示すかたちとなっております。

皆様、いかがでしょうか。眼科や皮膚科、アレルギー科などで、別の数値があればよいなどのご意見はございませんでしょうか。

(古江委員)

データそのものは特に問題はないと思いますが、これを読んで思ったのが、立ち位置の問題です。医療関係者にとってはいいと思いますが、これは誰向けに書いているのかということで大分書き方

が違うかと思えます。

もしこれが患者さん向けだったら、5ページの「アレルギー疾患の発症・重症化の予防」を読んだ場合に、「アレルギー疾患は治らないんだ」という印象が最初にあって、本当に現状に合ってるのかなということですよ。

おそらく、ぜん息やアトピー性皮膚炎は、原因を特定するということはないと思います。原因究明するのは食物アレルギーだけですので、誤解を招くんじゃないかと思えます。そこは少し議論した方がいいと思います。

1つの提案としては、これをもし患者さん向けに変えるのであれば、原因を特定するというこの部分は表現を薄めるか、あるいは削除して、文章の中に「適切な治療をすることで軽快することが多い」というような文章を一言入れることで、読んだ時に「適切な治療をすればよくなるんだ」「だからこそ知識を普及することが大事だ」というような見方になると思います。

(西間会長)

これはアトピー性皮膚炎だけに限らないですね。他のアレルギー疾患もそうですから、ご意見を伺いましょうか。

(吉田委員)

7ページの気管支ぜん息の死亡率のデータですが、先月、昨年度のデータが出たはずですので、それを追加してほしいのが1点です。というのが、死亡者数はずっと減り続けていたのが、一昨年度だけ増えてしまったんですね。昨年度はまた減少に転じたので、データを追加してもらおうと、かなり減ってきている流れがつかめるかと思いました。

(西間会長)

先月出たのは確定値でしょうか。

(吉田委員)

そこは確認してみます。

それと、特に成人の場合ですが、アレルギー疾患は治癒するのではなくコントロールする疾患ですので、「コントロールするために長期に亘って付き合い合っていないといけない。」という流れでもっていくのがいいと感じたところです。

(西間会長)

結膜炎はいかがでしょうか。

(内尾委員)

行政がやるアレルギー疾患対策推進計画なので、性質上、「発症・重症化の予防」が出てきますが、実際、眼科領域でも治療薬は非常に進んでいて、抗アレルギー薬だけでなく、免疫抑制剤の点眼薬もあります。

予防はもちろん大事なんですけど、治療が適切に行われれば生活の質は良くなるということを少し

入れると現実に即するかなと思います。

(西間会長)

鼻炎、結膜炎は基本的には治らないと言っていますが、最近の舌下免疫療法は劇的に効いてて、これは根治までいけるんじゃないかというところもありますから、そういう面では、コントロールできるということになるかと思います。

食物アレルギーは確かに別格ですが、他のアレルギー疾患はきちんとした治療をすればコントロールできて、普通の生活に近いものができるんだということが分かるような文章を入れるとすれば、枕の部分でしょうか。大きく逸脱することはできませんが、その事実をどこかに入れましょうか。

事務局と私の方で作って、先生方にお尋ねする、ということによろしいでしょうか。

他にはよろしいでしょうか。

それでは、「第3章 アレルギー疾患対策推進のための政策」ですが、今後取り組むべきことが具体的に、柱ごとに説明されています。これは第2章を受けての第3章ですね。

これについてはいかがでしょうか。

(吉塚委員)

確認ですが、19ページ「アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上」の中に、保健指導従事者についての研修会が書いてありますが、この保健指導従事者は、行政と医療機関と健診の業者さん、その方々すべてが対象となるというイメージでいいのでしょうか。

もう1点が、「相談体制の充実」のところ、この相談体制とは、どこで誰が行うのかのイメージがすでにあるのかどうかをお伺いしてよろしいでしょうか。

(事務局)

まず1点目の人材育成ですが、地域の病院・診療所や、行政での乳幼児健診などに従事する栄養士、保健師等を対象とした研修会を今年度から始めておりますので、今取り組んでいることを、さらに充実させていきたいと考えています。

相談体制の充実については、アレルギー疾患を有する者・家族の相談、あるいはそうした方々と関わる施設職員からの相談に常時対応できる、あるいは個々の状態に応じて適切にアドバイスできる、そして、そうした相談窓口があることを広く周知できる、そうした体制ができないかを、現在、検討しているところです。

(西間会長)

基本法の中でこの保健指導従事者とは、アレルギー疾患患者に関わるすべての人が対象になるように書かれています。

相談体制はこれから着々とやっていかないとはいけませんね。ポータルサイトができて、みんながアクセスするということはありません。それを県としてどうするかということを考える、まさにそのための協議会です。

(石橋委員)

教えていただきたいんですけども、一元的な情報の提供ということで、非常に重要なところかなと思うんですが、ホームページにいろんな情報を載せるということであれば、そこへは県のホームページからリンクさせるというイメージでしょうか。

それと、この情報の管理者は誰になるのかというところを教えていただきたいと思います。

(事務局)

現在、県のホームページに「アレルギー疾患」というページを作成しております。そこには関連サイトとして、国の補助事業で日本アレルギー学会が運営しているポータルサイト、ここには最新の情報が集約されているんですが、そこへのリンクのほか、県医師会の花粉情報や環境省へのリンク、国が作成したマニュアルや県が作成したガイドラインを集約して掲載しています。

それから、拠点病院や関係各課が実施する研修情報や医療情報を検索できるサイトをアレルギーに関するサイトとして作成しております。

今後はさらに、拠点病院にご協力いただきながら、アレルギー疾患に特化したホームページを作成し、専門知識をもっとわかりやすく、イラストや写真、動画等を使うなど工夫しながら作成していきたいと考えております。

また、ソーシャルメディアの活用も考えながら、専門性に特化した、オリジナルのあるものが作れないか、拠点病院と検討させていただいているところです。

(石橋委員)

情報の主体は県なのか拠点病院なのか、という点はいかがでしょうか。

(事務局)

拠点病院に委託する等の方法はあるかと思いますが、これは県の事業として実施します。

(西間会長)

国は今、アレルギー学会にほとんどの仕事を委託しています。いずれは中心拠点病院である相模原病院と成育医療研究センターが、作業を学会と一緒に、あるいは別にやるということになっていますが、現状、まだそこまでは出来てなくて、実質、アレルギー学会による情報提供、そこまで止まっています。

全国の拠点病院がすべて決まってネットワークができれば、またかたちは変わりますが、拠点病院については、先月の時点で5か所程決まってないようです。少しずつ動いていくかと思えます。

県と拠点病院と、両方同じような情報提供をしないといけないでしょうが、当然これは県の事業ですから、そこにはしっかりとしたデータがないといけないでしょう。

他にはいかがでしょうか。

(田原委員)

16ページの「生活環境の改善」のところですが、国の指針では「受動喫煙防止等を更に推進することを通じ、気管支ぜん息の発症及び重症化の予防を図る」となっています。今、受動喫煙対策に

ついてはどこの自治体でも取り沙汰されているところですが、そのあたりが入っていないようなので、それを外された意図があればですが、受動喫煙について盛り込む予定はあるのかということも含めて、お尋ねしたいと思います。

それと、国の指針では、施策の実施になると「国は何々をします」という書き方をされています。

本計画では、主語はありませんが、基本的には「県が何々をします」ということで考えてよろしいのでしょうか。関係者や県内の市町村がどういう立場でここに関わってくるのかというの、明確ではない部分があります。先ほどの相談体制の部分や様々な体制の構築について書かれてあり、その主体は県ということだと思えますが、そうしたことが書かれていなかったのも、そこをお尋ねしたいです。

もう1点、先ほどご質問にもありましたけど、アレルギー疾患の医療体制の底上げということで研修会を今年度3回されるということで、全部福岡市内でされるということでしたので、来年度は北九州市や久留米市も含めて、県内各地でやっていただければと思っております。そういう要望も出ておりますので、是非よろしく願いいたします。

(西間会長)

最初の住環境のところ、たばこの件については、何か意図があるのか、入れるとしたらどうかたちで入れるべきかの質問ですが、いかがでしょうか。

(事務局)

たばこ対策については健康増進計画等でも示されているので、ここにはあえて記載していなかったのですが、こちらにも記載が必要であれば、文章を追加させていただきたいと思えます。

(西間会長)

追加するとしたら、どこに追加しましょうか。室内環境にかなり関係しているところですから。

(事務局)

そうですね。「生活環境の改善」の中の1つとして入ってくるのかなと考えております。

(田原委員)

指針では「第2 アレルギー疾患に関する啓発及び知識の普及並びにアレルギー疾患の予防のための施策に関する事項」の(2)キに書かれています。

(事務局)

そうですね。指針のとおりとするならば、その項目の中になるかと思えます。全体的な流れも見て、どこに記載するか検討させていただきたいと思えます。

(田原委員)

記載してください、ということではないんですが、今、受動喫煙防止のことがすごく言われていて、別の部分でいろいろと実施しているので、ここでは入れないということであれば、それはそれ

で構わないのですが。

(事務局)

受動喫煙対策は所管課とよく話をしながら、整合性がとれるかたちで記載していきたいと思いません。

(西間会長)

受動喫煙対策自体は施策としてしっかりとやられているかと思いますが、このアレルギー疾患対策計画の中で受動喫煙を大きく取り上げるかということ、それはまた別かと思います。喫煙とアレルギーは昔から議論が続いていて、その因子ではあるが極めて大きいものではありません。どちらかというと大気汚染のほうがより表に出ている、というところですか。

どうでしょうか。

(吉田委員)

受動喫煙については、おそらく気管支ぜん息では、ぜん息のコントロールを悪くする因子としてははっきり出てくると思いますが、他のアレルギー疾患は、直接、疾患のコントロールに跳ね返ってくるかということ、必ずしもそうでもないのかもしれないです。

(西間会長)

そうですね。関連があったとしても影響は非常に小さいです。

(吉田委員)

ぜん息に関しては、書いてもらうのはありがたいと思うんですが、全体として入れるとなると難しいかもしれません。

(内尾先生)

あまり目立ってないんですけども、微粒子として酵素やPM_{2.5}が目に影響しているということが分かってきていて、たばこの煙もPM_{2.5}の代表であるので、眼科においては間違いなく悪い影響を与えていると言われていています。ぜん息だけではないと思います。

(田中委員)

私も、たばことぜん息というのは非常に気になっていて、1行でもいいので、ぜん息の重症化予防ということで一言ふれてもいいのではないかなと思います。

(西間会長)

どこに入れるか、知恵を絞りましょうか。

これも、どこに入れるか、先生方に相談させていただくということでもよろしいでしょうか。

その他に、施策の主体についてもご質問あがっておりました。

(事務局)

施策の主体は、県がやることとして書かせていただいているんですが、市町村や関係者の方の取り組みというところでは、前段に各主体の責務を書かせていただいております。こうした役割を担っていただきながらご協力していただく、という趣旨を最初にふれさせていただくかたちで今回まとめておりますが、よろしいでしょうか。

(西間会長)

3番目の北九州や筑後でも実施することについては、県とも話をしています。実際、実施とした場合、単純に出前みたいなかたちで専門医が行くのではなく、各地域である程度研修会ができるように人材育成をしていくことを考えながら、援助していくかたちの講習会をしていかないといけない、という話はしていました。適当な方がいない地域については、しばらくは出前が必要かもしれないかもしれませんが、具体的な検討はこれからですが、そういう話はしております。

(大部委員)

11ページの「3 アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上」に「管理栄養士等」と書いてあって、21ページの「③人材育成」には「栄養士や学校」と書いてあって、参考資料1の5ページには「管理栄養士、栄養士、調理師等」となっています。

医療ですと管理栄養士でなければ指導料がとれませんし、保育所では栄養士しか雇っていないところもあります。国は調理師まで書いてありますが、少し整理していただいた方がいいように思います。

「管理栄養士等」に整理していただくか、「管理栄養士・栄養士等」に整理していただかないと、整合性がとれないように思います。

(西間会長)

法律を作った時のイメージとしては管理栄養士だったんですけども、実際は栄養士もいます。大概の部分は「等」を付けたんですが、落としている部分もあるのかもしれない。今回のアレルギー対策の関係者は、管理栄養士だけではなく栄養士も含めてでしたよね。

(大部委員)

はい、そうです。

(西間会長)

そういう点からすると、「管理栄養士等」と書くと栄養士も含まれる、という整理ですね。

それではこれで整理したいと思います。

他はいかがでしょうか。

それでは「第4章 アレルギー疾患対策推進体制」に移ります。これは福岡県のアレルギー疾患推進体制として、本協議会と医療提供体制について記載されています。この図の水色の部分のネットワークづくりはこれから非常に重要なところになります。これから、どういうふうはこの体制を整備していくかが難しいところですね。均てん化というところは肝になる部分です。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

第1章から第4章まで通して何かご質問はありますでしょうか。よろしいですか。

宿題もいくつかもらいましたが、なるべく早く整理して、先生方にお送りします。

それでは、この計画は、アレルギー疾患対策が総合的かつ継続的な推進を図るための計画でございます。福岡県におけるアレルギー疾患対策が効果的に進められるよう、今後も各委員の皆様方のご協力をいただきたいと思います。

それでは、今後の進め方について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

今後の進め方でございますが、本日、委員の皆様からいただきましたご意見等を踏まえまして、事務局において再度検討・修正いたします。その後、パブリックコメントを行いまして、2月中旬頃に第3回の協議会を開催させていただきたいと思っております。その中で委員の皆様にも再度、内容をご確認いただきまして、3月に計画策定という流れを予定してございます。

本日いただきましたご意見につきましては修正を行い、協議会長等と協議させていただきながら進めてまいりたいと考えております。

(西間会長)

今後のスケジュールについて何かご意見はありますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、計画案の修正は私と県のほうでやって、微妙な部分は先生方にお諮りしたいと思っております。その他については協議会長一任でよろしいでしょうか。

【異議なし】

それでは、事務局はこれで進めてください。

(事務局)

西間会長、ありがとうございました。また、委員の皆様方におかれましても、長時間に亘り熱心なご討議をいただきまして、本当にありがとうございました。

先ほど、西間会長からお話ございましたが、アレルギー疾患対策推進計画の策定につきましては、事務局で修正案を作成させていただきたいと思っております。その際、委員の皆様にご相談させていただくこともあろうかと存じますので、ご指導の程よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、これをもちまして、令和元年度第2回福岡県アレルギー疾患医療連絡協議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。